

一般廃棄物処理業許可書

住 所 鹿追町鹿追北5線2番地23
氏 名 有限会社 健勝重建
代表取締役 相澤 政則 様

令和3年1月15日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	木くず（剪定木・流木）・スキ取り物（ボサ類）
営業所の所在地及び名称		鹿追町鹿追北5線2番地23 有限会社健勝重建
許可期間		令和3年1月20日から 令和5年1月19日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		浦幌町一円
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	鹿追町鹿追北5線2番地12 有限会社健勝重建 一般廃棄物中間処理施設
	その他	(1) 収集運搬にあたっては、飛散、流出の防止等に留意すること。 (2) 許可に関する営業を行うにあたっては、各関係法令を遵守すること。 (3) 許可証の有効期限が満了したとき又は、営業を廃止したときはその効力を失う。 (4) 新たな搬入（搬出）がある場合、別途協議すること。

令和3年1月20日

浦幌町長、水澤 一 廣

